

○井神議長 通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず1つ目の質問は、労働安全衛生（ストレスチェック）についてであります。

厚生労働省の資料から、近年、仕事や職業生活に関して、強い不安、悩み、またはストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日付 健康保持増進のための指針 公示第3号）「以下「メンタルヘルス指針）」を公表し、事業場におけるメンタルヘルスケアの実施を促進してきました。

しかし、仕事による強いストレスが原因で、精神障がいを発病し、労災認定される労働者が平成18年度以降も増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっているとされています。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律においては、心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容したストレスチェック制度が新たに創設されました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること、一次予防を主な目的としたものとなっております。

ストレスチェックの制度の基本的な考え方として、事業場における事業者による労働者のメンタルヘルスケアは、取り組みの段階ごとに労働者自身のストレスへの気づき及び対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う二次予防、及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する三次予防に分けられます。

新たに創設されたストレスチェック制度は、これらの取り組みのうち、特に、メンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、みずからのストレスの状況について気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとと

もに、検査結果を集団ごとに集計、分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めるものとなっております。さらに、その中でストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

事業者はメンタルヘルス指針に基づき、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスケアの総合的な取り組みの中に、本制度を位置づけ、メンタルヘルスケアに関する取り組み方針の決定、計画の作成、計画に基づく取り組みの実施、取り組み結果の評価及び評価結果に基づく改善の一連の取り組みを継続的かつ計画的に進めることが望ましいとされております。

今後、岩出市の市職員のストレスチェックについて、どのように取り組まれていくのか、これをまずお聞きをいたします。

2点目は、この実施目的は、メンタルヘルス不調の未然防止とされるが、高ストレスを個人の問題として終わらせることなく、職場改善につなげることが大切だと考えているが、どのような形で行っていくのか、これについての考え方をお聞きします。

3点目は、50人未満の事業所はストレスチェックの義務づけがありません。学校現場におけるストレスチェックの実施についてどうか。

この3点をお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員ご質問の1番目、労働安全衛生法（ストレスチェック）について、お答えいたします。

まず、1点目の取り組みについてでございます。ストレスチェックについては、労働安全衛生法が改正され、毎年1回検査実施を義務づけられたことから、市職員については、平成28年7月の職員健康診断と同時期にストレスチェックを行い、その後、結果に基づく面接を計画しております。

次に、2点目につきましては、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、1点目が、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、2点目が、労働者自身のストレスへの気づきを促す、3点目が、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるということを目的に創設されたもので、職員のストレスへの気づきを促し、原因となっている職場環境の改善につなげるということによって、メンタルヘルス不調に

陥ることを未然に防止するという意味を持つものであります。

市といたしましては、ストレスチェックにより、職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処し、自己管理を行うとともに、職場全体としてストレスを軽減し、明るい職場づくりを推進するために、職場環境などの把握と改善につなげてまいりたいと、このように考えております。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員ご質問の3点目、学校現場におけるストレスチェックについてお答えいたします。

現在、労働安全衛生法で義務づけられている事業所として、岩出中学校と岩出第二中学校があります。これらの中学校につきましては、岩出市に準じたストレスチェックを行いますが、それ以外の小学校については、ストレスチェックを行う予定はございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ストレスチェックを7月の職員健診のときに、同時期に同じような形でやられるという答弁が行われまして、結果と面接を順次されるということですが、まず面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者に対して、医師が面接を行い、ストレス、その他の心身の状況及び勤務の状況等を確認することにより、当該労働者のメンタルヘルス不調のリスクを評価し、本人に指導を行うとともに、必要に応じて、事業者による適切な措置につなげるためのものである。このため、面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、できるだけ申し出を行い、医師による面接指導を受けることが望ましいとあるが、こうした環境をつくり出していくという点で、岩出市として、その環境、速やかに行える体制づくり、これについてどのように、今後図っていくのかということは1点です。

ストレスチェックの結果、集団ごとの集計、分析及びその結果を踏まえた必要な措置、規則第52条の14の規定に基づく努力義務とありますが、事業者は、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましいとあります。

岩出市では、その集団分析を、前回、同僚議員が質問したときにおいて、集団分析を行うという、このように答弁がされております。この結果の取り扱いです。まず、分析については誰が行うのか。また、その結果の取り扱いに関する注意点、対

策等々はどのように行っていくのか。これを２点目、聞きたいと思います。

３点目は、学校現場でのストレスチェックについてです。50人以上の義務化だから中学校ではやるが、小学校ではやらないという答弁でした。文科省の教職員のメンタルヘルス対策についての最終まとめにおいて、精神疾患により休職している教職員、人事行政状況調査結果によると、平成４年度から平成21年度にかけて17年連続して増加傾向にあり、深刻な状況とされております。

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが極めて重要である。また、児童生徒に対する影響だけではなく、教職員自身にとっても意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことが重要だと考えております。当然、先生を通して子供たちが学び、成長していく。そのためには教職員の健康は極めて重要だと言えます。

中学校は50人を超えているから市に準じて実施するが、小学校は必要ないという考え方自体、ちょっと私には許されないのではないかなというふうに思うんです。教職員のメンタルヘルス不調の背景には、業務量の増加及び業務の質の困難化があり、また、こうした状況は、小学校だからとか、中学校だからとか、関係ないのではないのでしょうか。

また、文科省の資料、教職員のメンタルヘルス対策についての中の文面に、市町村教育委員会によっては、県費負担教職員は、市町村の職員であるにもかかわらず、都道府県の職員であるかのように受けとめている場合も見られ、教職員の健康管理面まで十分に対応できてないこともあるため、市町村教育委員会が、県費負担教職員の服務監督検査として、健康管理面に対応していくことが求められると書かれておりました。

これに対して、小学校の教職員に対して、メンタルヘルスチェックを行う場合、実施には幾ら必要なのか、費用ですね、この辺についてお答えを求めたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、職場環境づくりをどういうふうにするのかということでございます。それにつきましては、部下が上司に相談しやすい環境、それから雰囲気、これを整えるということです。したがって、日常的に部下からの自発的な相談に応じる体制づく

り、こういうふうなことを努めていかなければならないと思います。また、積極的に声かけなどを行って、心の健康問題などについて、早期発見、適切な対応を行っていく必要もあると。そういう面での環境の整備ということであります。

それから、ストレスチェックの分析についてでございます。これについては、委託先を和歌山県の県民総合健診センターにおいて行って、厚生労働省から示された評価基準に準拠して判定をさせていただくということであります。

それから、あと、注意点についてでございますけども、職場環境などの評価のための調査とかストレスチェックを実施するに当たっては、個人のプライバシーの保護、これが一番重要かと思えます。そういうことを留意しながら、職員からの相談対応に当たっては、そこで知り得た個人情報の取り扱いに当たって、関連する法令等を遵守し、他に漏らすことのないよう対応してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、職場の改善等についてですけども、それぞれ個人の持つておるストレスによりまして、内容が異なってくるかと思えます。したがって、個別の対応が必要となるケースが想定されると。それに応じて対応していきたいと、このように考えます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

対象外の小学校の先生についてということで、ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の規定によって制度化されたものでありますが、それ以前から教員のメンタルヘルスについては、さまざまな対策を講じてきてございます。ストレスチェックのみを重視するのではなくて、むしろ今までの取り組みを充実させることが重要と考えております。

例えば、議員も一次予防が大変重要であるとおっしゃっていましたが、そういった観点から、公立学校共済組合が実施する教職員健康相談24、あるいは県教育委員会が実施するストレス相談、こういうのも活用しておりますし、また、教員一人一人がふだんのストレスの状態に気づくために、個人用チェックリスト、こういうのも配布して、メンタルヘルスに気を配っているところでございます。

なお、1人当たりの費用につきましては、約810円を見込んでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 小学校の教師の1点だけなんですけど、今までやってきたことをさらに充

実する必要があるという形で言われたと思うんです。私、それはそれですごく大事なことだと思っています。ただ、先ほど、文科省の資料の中にあった教職員のメンタルヘルスの対策についての中でも、どちらかといえば、県費負担の教員だから、市町村がやらないという、どっちかという、岩出市の今さっきの答弁では、それに近いのかなという形がされたんです。

お金が1人当たり810円という形で聞いているんですが、私が調べたところ、共済の組合に入っている先生では97円で、講師の場合は129円でできるというふうな形で聞いているんですが、ちょっとこことはまた全然違って、この辺が810円とのずれが生じているわけですが、これが1人当たりのお金ができる。だから、例えば、やったとしても、1人当たり129円で計算したとしても、そんな予算的にお金がいくというわけじゃないんですね。だとしたら、それでやめるんじゃないくて、市の職員と同じような形で、メンタルヘルスチェックを行うべきではないかと考えるわけです。

現段階において、県教委が把握しているところでは、10の市町村が、このメンタルヘルスチェック、50人以下であっても、小学校、中学校で取り組む方向を示しているという形で言われておりました。実施の費用も数万円程度で済むだろうと、しにかかからないことがわかっております。教員の健康管理面に、私は、しっかり対応していただき、子供と向き合うことが大事だと。それが子供の成長につながっていくと。そういう点では、中学校は50人を超えているからやる。だけど、小学校は50人を超えていないからやらないというのではなくて、やっぱり市の職員と同様、同じように中学校の先生、小学校の先生にもしっかりメンタルヘルスチェックを行って、自己の管理に備えていただきたいと思うんですが、再度、その辺についての答弁をお願いをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員の再々質問にお答えいたします。

国、県あるいは周辺の市町村全体の状況を鑑み、今後、検討してまいりたいと考えてございます。もちろん県費教職員であっても、服務監督権は岩出市にある、それは承知してございます。

○井神議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 和歌山市滝畑・山口地域への産廃最終処理施設建設について、お聞きをしたいと思います。

これまでも2回、この問題について質問をいたしました。この問題は和歌山市だけの問題ではなく、身近な岩出市民の生活、環境にも深くかかわる重要なことだと考えております。この間、和歌山市内で行われました学習会にも参加させていただきましたが、こうした場所にも岩出市民の住民の方々、数名ではございますが、参加をされておりました。大変身近な問題として捉えていることがうかがえます。

まず1点目は、現況の把握ということで、産廃処理施設における情報収集、経過報告を初め、市としてどのような形で知り得ているのかという点です。和歌山市からの説明など、どのように伺っているのか、内容等をお聞かせください。

2つ目は、平成28年1月20日に、中芝市長名で和歌山市尾花市長宛てに要望書を提出されております。こうした要望書は、岩出市内の近隣自治会から意見が出され、市として対応されたものです。住民要望を和歌山市に提出したことは大変評価できるものであると私自身思っております。そこで、提出された内容について、和歌山市及び事業所から何らかの回答をいただいているのかということです。

要望書の内容を3点、1. 最終処分場への搬入ルートは、小中学校通学路や生活道路として重要な役割を果たす道路であるため、和歌山県側からの搬入を変更し、別ルートで搬入すること。2. 最終処分場の排水による水質及び浸透水による地下水への影響が懸念されるため、環境監視等を行い、岩出市及び岩出市内の近隣自治会に報告すること。3. 岩出市内の近隣自治会に十分説明し、理解を得ること。こうした文書が出されておりますが、これらの回答についてお答えください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員のご質問2番目の1点目と2点目について、一括してお答えします。

平成27年12月4日付で事業者から和歌山市に生活環境影響調査の結果と和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例第5条に規定する事業計画書が提出されております。

岩出市では、和歌山市から資料を収集した上で、近隣自治会に報告したところ、近隣自治会から岩出市長宛てに要望書が提出されましたので、これらの意見を集約し、平成28年1月20日付で和歌山市長宛てに、①として、先ほどおっしゃられました、和歌山県側からの搬入を変更し、別ルートで搬入すること。2つ目に、排水による

水質及び浸透水による地下水への影響が懸念されるため、環境監視等を行い、市及び近隣自治会へ報告すること。それから、３つ目、近隣自治会に十分説明し、理解を得ることの３点について、要望しているところです。

現在、要望に対する和歌山市からの文書回答はいただいておりますが、事業者に対し強い指導をしていただいているものと考えております。

なお、事業者から和歌山市に、平成28年２月３日付で周知計画書が提出され、また、28年２月９日付で説明会変更届が提出されております。

説明会は、滝畑地区住民を対象とし、平成28年２月20日19時から和歌山市北コミュニティセンターで開催予定となっておりますが、開催日時についての調整不足及び関係住民の範囲が不足であることから、平成28年２月16日付で条例に基づく助言として、説明会は十分な時間を確保し、住民が納得できるよう、また、多くの住民が参加できるよう周知計画の再検討をされたい。対象地域として、和歌山市山口地区、阪南市及び岩出市について、再検討されたい旨の文書を和歌山市長名で事業者宛てに発送されております。

また、事業者は、２月20日に説明会を強行しましたが、出席者はなかったとのこととであります。

この助言に対する事業者からの文書回答が３月３日にあり、当市に係る部分としては、阪南市と岩出市の住民に対しては、条例第８条第１項に基づく説明会を開催する必要はないと考えているが、和歌山市の強い指導があるため、自主的に説明会を開催したい。ついては、和歌山市が業者の間に入って指導いただきたい旨の回答であったとのことで、３月15日付で、再度、条例に基づく助言として、条例第８条第１項に基づく関係住民とは、和歌山市域内の住民だけがその対象ではないと考えているので、紛争の予防を図るため、対象地域の設定について再検討されたい旨の文書を和歌山市長名で、事業者宛てに発送されております。

今後も市といたしましては、市民の安全・安心の確保が図られるよう、情報の収集に努め、許可権者である和歌山市に対し要望してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 情報を和歌山市からいただいているということでございまして、私が知り得てる情報も、今の岩出市の生活福祉部長が答弁されたとおり、私もそのことについては知っております。

一番大事なことは、和歌山市に要望書を上げたんですが、事業所からというのは



回答はいただいてないということで、ある意味、道路に対する、要望に対する返答だとか、その辺は全くないということなんです。今後、それについてどう岩出市が対応していくかということが重要になってくると思います。

和歌山市長も、しっかりと事業所のほうには、岩出市、また阪南市も含めて、説明会を行うように指導をされているんですが、今後、岩出市は、先ほどの答弁では、和歌山市に対して、また、さらに要望を上げるというようなことをおっしゃっているんですが、それだけではなく、事業所に対して出すような検討というのは考えていないのか。実際には、要望書を和歌山市に上げたところで、実際は事業所から返答というのはなく、和歌山市からの返答しかないということです。

ということは、実際の道路の問題であったり、排水の問題であっても、直接事業所からの回答がなければ、その部分については、全く何のお返事ももらえてないということになります。ではなくて、和歌山市には、当然、説明会等々に関してはしっかりと要望書を上げることはもちろんですが、しかしながら、やはり事業所に対して、岩出市からしっかりと住民の生活を守るために要望書を上げるという、そういったお考え、今後お持ちにはならないでしょうか。この辺だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、市といたしましては、市民の安全・安心の確保が図られるようということで、情報収集に努め、許可権者である和歌山市に対して要望することが、いわゆる成果としてというんか、実効ある市のとり方だと考えてございます。したがって、事業者宛てには、特に要望は考えてはございません。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 子供の貧困について、お聞きをしたいと思います。

私は、この子供の貧困に関する質問を平成26年12月議会でも取り上げました。子供の貧困問題は、今、深刻な課題でもあります。親の失業や低収入、病気、離婚、死別など、家庭の経済状況の悪化でもたらされる子供の貧困は、日本では年々深刻

となってきました。

国の貧困の実態を示す国際的な指標に、相対的貧困率があります。日本政府は、2009年に初めて、公式に相対的貧困率を発表しましたが、子供の貧困率、2006年は14.2%、約7人に1人でした。当時、経済協力開発機構、OECD諸国の中でも、最悪水準に位置しているとして大問題となりました。その後も悪化傾向を続け、最新数値では、2012年ですけれども、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人へ拡大しております。国民全体の貧困率そのものが悪化しており、貧困解決は社会全体の課題であることは当然ですが、貧困を次世代に連鎖させないという点で、子供の貧困打開は待ったなしの課題として、政治に迫られていることは明らかなです。

貧困問題解決に取り組む市民などの運動を背景に、2013年に成立した子どもの貧困対策法は、事態打開の第一歩となる法律です。貧困の基本概念の定義をしていない関係者が強く求めた貧困率削減の数値目標の設定はされておらず、不十分ではございますが、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図ることを目的に掲げ、子供の貧困対策の総合的な策定、実施に対する国、地方自治体の責務などを明記しています。

岩出市でも貧困大綱に沿った取り組みを進めると、前回答弁されております。前回は、子供の貧困対策推進にかかわる法律についてお聞きをいたしました。子供の貧困問題に対する市長の認識、岩出市における子供の貧困問題に対する認識について、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、岩出市の子供の貧困の把握、調査、人数について、お聞きをします。

3つ目は、貧困問題解決に向けた取り組みの施策についてお聞きをいたします。

○井神議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　市来議員の子供の貧困問題に対する市長の認識、市における子供の貧困問題に対する認識はについて、お答えをいたします。

市といたしましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は、極めて重要であると認識しております。国において、平成26年8月に「子供の貧困に関する大綱」が閣議決定され、市におきましても、その目的及び理念に沿って総合的に取り組んでいかねばならないものと考えてございます。

○井神議長　生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　ご質問の２点目についてお答えいたします。

岩出市における状況についてでございますが、昨年度の生活保護世帯に属する子供の高校進学率は100%、２人中２人でございます。高校中退率は９%、11人中１人、大学等進学率は40%、５人中２人となっております。また、生活保護世帯に属するひとり親家庭の子供の就園率は、平成28年２月１日現在、100%、７人中７人でございます。就業率は26.3%、19人中５人となっております。

次に、ご質問の３点目、貧困問題解決に向けた取り組みとしての施策についてでございますが、市といたしましては、平成27年３月に策定した岩出市子ども・子育て支援事業計画において、子供の貧困問題への取り組みの推進を掲げ、子供の貧困対策に取り組んでおり、平成27年度から、新たに複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、課題を分析し、包括的な支援を行う自立相談支援事業及び妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援員が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業を開始しております。実績としましては、自立相談支援事業は、平成28年２月末現在で８件、養育支援訪問事業は244件となっております。

○井神議長　教育部長。

○秦野教育部長　市来議員ご質問の２点目、子供の状況についてお答えいたします。

平成26年の12月議会においてもお答えしましたとおり、「子供の貧困対策に関する大綱」の中にある子供の貧困に関する指標に関連する次のような状況を把握してございます。すなわち、平成27年４月１日時点でのひとり親家庭の割合は、児童生徒数で計算しますと、小学校では11.6%、中学校では13.4%となっております。就学援助率は、平成27年２学期末の時点で、小学校で10.9%、中学校では13.3%です。また、平成26年度のひとり親家庭の高校進学率は97.1%です。

次に３点目、貧困問題解決に向けた取り組みにつきましては、就学援助制度の実施や特別支援教育、就学奨励費の支給、放課後補充学習、土曜学習教室、放課後子ども教室の実施など、大綱に盛り込まれている諸施策を実施しています。また、市独自の施策として、公益財団法人上田徳一・千代子育英奨学会において、低所得者層を対象に、奨学金を給貸与しているところであります。

今後も福祉関連部局と連携のもと、各施策に総合的に取り組んでまいります。

○井神議長　再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　貧困の把握という点におきまして、前回同様、数字的なこと、各生活保

護世帯の進学率などもあわせて数字をお聞きをしたんです。私、こういった数字というのは、つかむことというのは大変大事だと思うんですが、しかし、一番大事なのは実態の調査という点なんです。全国でも生活困窮で死に至るケース、また、子供をあやめてしまうような事件等々が発生しています。そこには、見えない隠れた困窮者がいる、そういうことが言えると思うんです。

例えば、生活保護対象にならない方や、数字として見えてこない部分をつかんでこそ自立に向けた支援が行えたりできるのではないかと。今みたいに支援事業等々もありますが、そこにつながったら、当然何らかの支援策、一緒に考えていただいたりという対策が打てます。ところが相談に来れない、来てない、相談に行く手だてを知らないという人たちがどんだけ埋もれているのかというのをわからなければ、すぐにそれが支援に結びつくという可能性が低く、それが全国的にも問題となっている子供、例えば、手をかけてしまったりとか、虐待につながったりだとか、当然、生活困窮で食べるものがなくといったような事件につながっていくということが考えられるんです。

私が受けた相談者の中にも、生活保護の対象者とならず、制度が受けられない。でも、実際お金がなく、自立支援もうまくいかず、家は電気とまり、食べるものもない。子供を育てる環境とは、大変思えない状況等々もありました。このケースに至っては、市の職員を初め学校、そして、地域の方々が本当に連携を図って対応していただくことによって救われていく。また、対応がとれていくという形があるんです。

また、ケースは違いますが、ひとり親家庭のお母さんは病気がちではあるが、生活のため働いて頑張っていたが、当然、正社員ではなく、非正規雇用で、ところが、突然仕事が打ち切りとなった。このショックで持病が悪化し、精神的に一時しんどい時期があった。生活保護の申請と考えたけど、車を保有していたため申請できず、車がなくなったら、当然働きにくくなるからと考えて諦めたというなどのケースがあります。

結局、誰かに相談をすることによって、行政につなぐことができれば、支援というのは確実に何らかの形で前に進んでいきます。ところが、それすらもわからない。一人で思い悩んでいるケースというのが、やっぱりひとり親家庭のお母さんだったりというのは非常に多いです。そうしたことをどう行政としてつかんでいくのかというのが、子供の貧困に対して対策を打てることができると思うんです。自立支援のケースだったり、また、支援相談員ですか、行っていただいたりということとい

うのは、行政につながったからこそ対応ができるんであって、そこにつながらない何らかの形である悩んでいる方々をどう行政と結びつくかという点を考えていただきたいなというのが私の思いです。

今後、こういう実態の調査もあわせて、どのように行政とつなぎとめることをしていくのかという点で、さらに何か政策、そういった考え方があるんですから、それについてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、こども食堂というのをお聞きしたことがあるかという点です。

今、関東を中心に、こども食堂や子供の居場所づくりについて、民間団体の取り組みが全国に広がってきております。朝食を食べていない子、学校給食だけが唯一の食事という子供もいます。母親が仕事に出ていて、一人でパンをかじっている子供、給食のない夏休みはどうしているのでしょうか。

こうした中で、各地でこども食堂の取り組みが広がり、子供だけでなく、近所の高齢者も集まり、大家族のような雰囲気では家庭的な食事が提供され、放課後の子供の居場所づくりがつくられております。

こうしたことに率先してやられているのが堺市で、堺市が、こども食堂設置予算500万円を新年度の当初予算に計上するとの記事を見ました。民間団体から委託先を公募し、夏にはスタートさせ、月1回以上開設するという話です。堺市は、こども食堂を平日の夕方に地域会館などで開き、中高生までの子供には無償で提供、大人には約300円を払ってもらうことを検討中とか、同時に学生ボランティアと連携し、宿題などの学習支援も視野に入れているそうです。

こうした堺市の取り組みを受け、ほかの自治体でも、初年度は個食や貧困の実態を探り、再来年度以降は市が運営費の全額を負担するのか、民間団体の活動費の一部に補助を出すのかなど、実施方法をあらゆる方策を考えて検討しているところ、自治体もございます。

子供の貧困はわずかであっても放置できません。どの子の成長も発達も保障されなければならないという立場から、岩出市でも子供が多く、また、ひとり親世帯も大変多いです。こうしたこども食堂の取り組み、この研究をする必要性が私はあると考えておるんですが、こうした情報、各地の状況をつかみ、今後に生かすために、ぜひ岩出市としても研究を行っていただきたいんですが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、数字の把握も大事であるが、それ以上に実態を把握することが何よりも大切であるということのご質問でございます。

市といたしましては、当然、個々に理由や事情があると考えられます。そのため、制度の周知、各種の福祉施策等、ここらあたりは、当然、周知・啓発しかないのかなと。1軒1軒尋ね歩くというわけにはいかないということで、皆さんに知っていただくという意味で、広く制度を周知・啓発していくということは、これは引き続き大事なことだということで、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、また関係各機関、こことの、やはり連携というのも非常に大切なことかなと。いろんな情報を入手するというんですか、共有すると。その上で、やはり対応するというのも大事だろうということで、関係機関との連携、ここも、やはり大事なかなというふうに考えてございます。そういう意味で、その意見について、今後も引き続き取り組んでいきたいなと、このように考えてございます。

それから、こども食堂の例を挙げられて、子供の居場所づくり、いわゆる今後研究していく、そういう考えはということでございます。

確かに、そういう取り組みをされているということについては理解はしてございます。ただ、この制度自体というのか、子供の貧困に関しては、本来、もっと早くから取り組むべきところであったんだろうというふうには思います。しかしながら、最近になって、この問題が取り上げられるようになってきているというのも事実ということでございます。

市といたしましては、やはり子供の貧困というのは、貧困の世代間連鎖というのを引き起こしていくということもありますので、やはり本当に真剣に向き合っていく必要があると、このように考えてございます。

具体的に、こども食堂云々という話についてどうこうという、現時点においては、お答えする段階ではございませんが、引き続き前向きに、この問題に積極的に取り組んでいきたいという考えには変わりはありません。

○井神議長　再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　こども食堂についてなんですが、何も子供の貧困ということが大きくなったためにやり始めたという事業ではなくて、個々で民間の方々が、例えば、ボランティアだったりという方々が、子供たちの今置かれている状況、ひとり親家庭だったり、お母さん、お父さん方が共働きで大変で、ご飯が食べれてない。食べれて

ないんじゃないんですよ。遅くにご両親が帰ってくるから、温かい家庭環境をつくって、ご飯を食べさせたりという、そういった形で始まっているものなんです。

ただ、自治体が、このようにお金を出そうというのは、貧困の問題というのをしっかりと受けとめた上で、何か対策をしていかないといけないということで始まったという形なんです。何も突然のように、こども食堂というのが出てきたわけでもなく、民間で細々とやってこられたという点が注目を集めて、やっぱりこれは自治体としても必要な違うかという点から、補助金を出したり、どうしようかと考えているという自治体が出てきているということなんです。

ぜひ、こども食堂についても、私は、この問題について、しっかり研究も含めて、今後の動向もあわせて、しっかりと調査もしていったほしいなと思うんで、そのことを理解して、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

子供の貧困に関しては、実態把握をしていく中で、当然、出てくるんだろうと思うんですが、さまざまな事情を抱えておられるケースが多いということでございます。したがって、やはり各種相談事業の周知・啓発、先ほども申し上げました。それに既存施策の充実、関係機関との連携強化、それから、国・県の動向を踏まえた対応など、児童福祉施策を総合的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。